

恵庭市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則を改正する規則をここに
公布する。

令和7年12月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第39号

恵庭市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規
則

恵庭市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年規則第8号）
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第27条（略）	第1条～第27条（略） <u>（1 週間あたりの勤務時間が著しく少ない者 として規則で定める者）</u> 第28条 条例第24条第2項第2号の1週間 あたりの勤務時間が著しく少ない者として 規則で定める者は、週の勤務時間が15時間 30分未満である会計年度任用職員とする。
第28条（略）	第29条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。